



平成 22 年度の狂犬病予防注射が4月から 始まります

平成 22 年度の狂犬病予防注射の集合注射を下記の日程で行います。
集合注射の場所及び時間は各市広報紙、または広域組合のホームページでご確認ください。集合注射の日程に合わない方などは動物病院で接種してください。

市 名	期 日
瑞浪市	4月12日～4月16日
土岐市	4月19日～4月23日
多治見市	5月10日～5月20日



登録はどこで出来るの？

生後 91 日以上の未登録犬を取得した場合は、登録（生涯 1 回）をしなければならないと狂犬病予防法で定められています。

犬の登録は広域組合または各市役所の環境課で手続きができます。

今年度の狂犬病予防注射の接種は済ましたが、注射済票を持っていない。

犬の所有者は、注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならないと狂犬病予防法で定められています。

注射済票が発行され、はじめてその年度の注射が済んでいることになります。狂犬病の予防接種をしたら、動物病院から「狂犬病予防注射済証」という証明書が発行されます。その証明書を下記の機関に持参し、注射済票交付申請をすると注射済票が発行されます。

愛犬が弱ってきているため、狂犬病予防注射を接種するのが心配です。

獣医さんに相談してください。また、動物病院で「狂犬病実施猶予証明書」を発行してもらった方は下記の機関へご連絡ください。

東濃西部広域行政事務組合	23 - 1111 (内線 491)
多治見市役所 環境課	22 - 1111 (内線 1334)
瑞浪市役所 環境課	68 - 2111 (内線 491)
土岐市役所 環境課	54 - 1111 (内線 252)



お願い 3月下旬から4月上旬にかけて、犬の登録をされている飼い主の方には狂犬病予防注射のお知らせハガキを郵送しています。

狂犬病予防注射を集合注射で接種または動物病院で接種する際、各市役所で注射済票交付申請をする際は必ず届いたハガキをご持参ください。

**犬を飼う時は、登録が必要です。必ず登録をしましょう。
登録時と所有者名・住所等が変更になった場合は申請が必要です。
広域組合、または各市役所環境課で手続きをしてください。**